

浜松市規則第 5 号

浜松市中央卸売市場業務条例施行規則及び浜松市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

(浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第 1 条 浜松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和 5 4 年浜松市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開設者による売買取引の結果等の公表) 第 3 3 条 (略)	(開設者による売買取引の結果等の公表) 第 3 3 条 (略) <u>(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)</u> 第 3 3 条の 2 条例第 5 7 条の 2 の規定による公表は、 <u>省令第 3 条の 2 第 1 項に定めるところにより行わなければならない。</u> 2 <u>条例第 5 7 条の 2 第 3 号の規則で定める事項は、省令第 3 条の 2 第 2 項に定める事項とする。</u>
(支払期日) 第 3 4 条 (略)	(支払期日) 第 3 4 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市地方卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第 2 条 浜松市地方卸売市場業務条例施行規則（昭和 4 7 年浜松市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開設者による売買取引の結果等の公表) 第 2 0 条 (略)	(開設者による売買取引の結果等の公表) 第 2 0 条 (略) <u>(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)</u> 第 2 0 条の 2 条例第 4 0 条の 2 の規定による公表は、 <u>省令第 1 8 条の 2 第 1 項に定めるところにより行わなければならない。</u> 2 <u>条例第 4 0 条の 2 第 3 号の規則で定める</u>

<p>(委託手数料の率の届出)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p>	<p><u>事項は、省令第 1 8 条の 2 第 2 項に定める事項とする。</u></p> <p>(委託手数料の率の届出)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(あらまし)

この規則は、浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正に伴い、開設者による食品等持続的供給法に係る公表に関する事項を定めるものです。